

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

千葉県公安委員会委員長 秋 口 守 國

千葉県公安委員会規則第9号

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（クロスボウ射撃指導員として必要な知識の有無の認定）

第11条の2 施行規則第42条の2第4号に定める基準に該当する者であるかどうかの認定（第3項において「認定」という。）は、考査によるものとする。

2 前項の規定による考査は択一式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての30問とする。

- (1) クロスボウを所持する者の社会的責任
- (2) クロスボウの所持の許可（以下この項において「所持許可」という。）
- (3) 所持許可の更新及びその手続
- (4) 所持許可の失効及びその後の手続
- (5) 所持許可の取消し
- (6) クロスボウの所持についての遵守事項
- (7) クロスボウ射撃指導員の指定
- (8) クロスボウ射撃指導員の指定の解除
- (9) クロスボウ射撃資格の認定
- (10) クロスボウ射撃資格の認定の取消し
- (11) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (12) クロスボウの事故防止
- (13) クロスボウによる射撃の指導の方法

3 認定は、第1項の考査において80パーセント以上の成績を収めた者に対して行うものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

（クロスボウ講習に係る考査及び講習修了証明書の交付）

第16条の2 クロスボウ初心者講習の受講者について、講習事項の内容を正確に修得したかどうかを確認するため、講習終了直後に考査を実施するものとする。

2 前項の規定による考査は正誤式の筆記試験により行い、考査時間は1時間とし、考査問題は次の各号に掲げる事項についての50問とする。

- (1) クロスボウを所持する者の社会的責任
- (2) クロスボウの所持に関する法令

(3) クロスボウの事故防止

(4) クロスボウの種類等

(5) クロスボウの使用、保管等についての準則

- 3 法第5条の3の2第2項の講習修了証明書は、クロスボウ初心者講習にあつては第1項の考査において90パーセント以上の成績を収めた者に対し考査終了後、クロスボウ経験者講習にあつてはクロスボウ経験者講習を修了した者に対し講習終了後、それぞれ講習場所において交付するものとする。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。